

コモンセンスで考える 原子力の諸問題

学習院大学 櫻井敬子

2015.04.14

最近のトピック

○原子力施設をめぐる問題

- 1 原子力規制委員会のあり方
- 2 立地自治体と近隣自治体（首長と議会）
- 3 原子力専門家と一般市民の関係
- 4 裁判の行方

○再稼働問題

○賠償・復興問題

原子力規制委員会について

○審査をめぐる様々な事業者の不満

- ・ 審査基準が不透明、不明確、不安定（手続論）
 - ・ 偉そう、お上意識（対等でない）
 - ・ 時間がかかる
 - ・ 専門性の水準に疑問
- ➡ 炉規法、委員会設置法の改正要請の背景

○国民サイドからの不満は？

- ・ 信頼感があるという感じでもないが、全体としては静観？
- ・ 他方で、裁判闘争の形で顕在化している部分もある。

事業者と原子力規制委員会の関係

○立法趣旨は、原発推進の思惑から安全審査を切り離すこと。

3.11を踏まえた文脈の断ち切りはほぼ成功している。

○ただし、審査する側の「実力問題」は存在する。

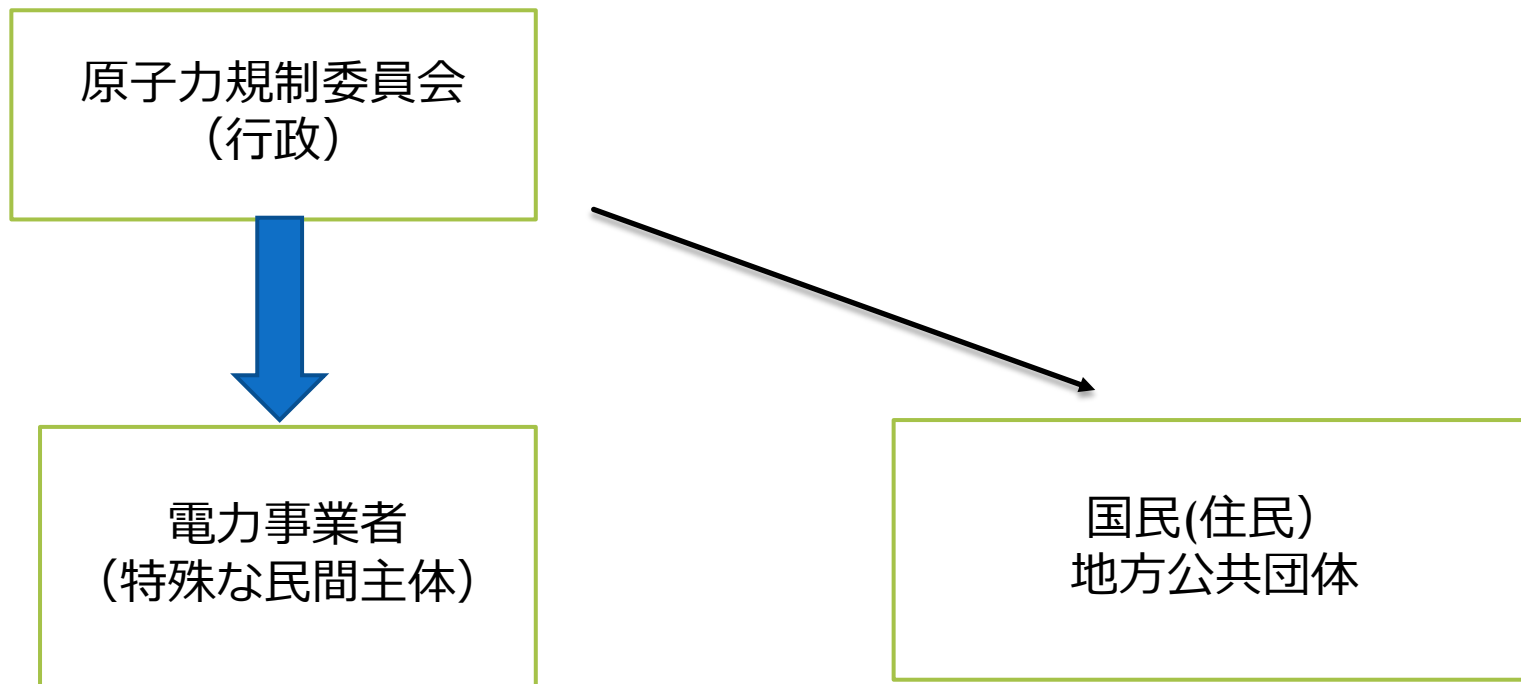
<公企業の特許>

規制側の能力は被規制側より高いのが制度的前提。

NTTと総務省、JRと国交省、建築主事とデベロッパー・コンサル

○手続問題

原子力行政の全体像 <三面関係>



あるべき安全規制とは

○原子炉をはじめとする施設の安全規制だけでは足りない。

➡なぜなら、起きないはずの「万が一の事故」が現に起き、例をみない深刻な広域災害が発生した。

○原子力災害の特殊性を踏まえた安全規制であるべき。

- 1 被害の想定される近隣自治体を巻き込んだ対策が必要。
- 2 リスク評価に乗せることの当否。
- 3 工学以外の分野の知見が不可欠。

安全規制における国の役割

○専門技術の専門性から、国の積極的関与が不可欠。

- 1 施設の安全性に関わる技術規制の場面
- 2 災害対応に関わる場面

避難計画・危機管理→国・地方関係の再構築が必要

○民間監督型行政の構造問題

- 3 行政の仕事を民間事業者に押し付けない。
本来的な行政の役割に立ち返ること。
事業者は競争状況に慣れること。

原子力災害の特殊性

- ▶ 個人レベルで、生命・身体、学業・職業、平穏な生活が害されるだけでなく、家族のあり方を含め、従前の生活の原状回復が著しく困難。
- ▶ 複数のコミュニティが現に破壊された、例を見ない広域的で深刻な大規模災害。
- ▶ 立入ができないので、復興活動が困難（不可逆的）
- ▶ 「万が一」の事故が福島事故で現実化し、今なお継続中。
- ▶ 原子力行政の出発点とされるべき問題のはず。

3.11後の裁判の指摘から

- ▶ 福島事故の経験を踏まえた原発の危険性、被害の深刻さ。
- ▶ 憲法、条理の世界において、炉規法とは別次元で議論が成り立つ。
- ▶ 巨大地震は予知できていないのは公知の事実。
- ▶ 事故時には想定外の事態が重なる不確実性がある。
- ▶ 事故原因は今もわからない。
- ▶ 10年間に基準地震動を超える地震が実際に4件発生している。
- ▶ 使用済み核燃料の危険性。
- ▶ 被告の態度、姿勢に対する批判。費用、甘い見通し、行政頼り。
- ▶ 電力供給の安定性、低コスト、CO2排出削減というメリットの「軽さ」。
- ▶ 新基準が不十分という指摘。外部電源・主給水対策、基準地震動引上げ、使用済み核燃料対策、その他、津波、テロ、竜巻etc.

原子力のメリット・デメリット再論

- 最高裁が原子力について利益考量をしないわけ。
伊方原発訴訟（H4最高裁判決）の再検証が必要。
- CO2削減効果の説得性
- 電気代が安い、景気・雇用対策
- 事故の大きさ・深刻さ
- 大規模地震はいつか必ず起こる。
- 安全保障の観点
- 利益考量論、費用便益分析の限界
- 「一人の命は地球より重い」という表現について。

防災行政の問題点—消極的権限争議

○所管官庁は一体どこなのか。

原子力規制委員会・原子力規制庁

内閣・原子力防災会議

内閣府・一般防災は中央防災会議、原子力災害対策本部

環境省、エネ庁、原子力委員会

○国と地方の役割分担

実働は地方

単位は市町村か、都道府県か。

問題は国との関係

責任主体としての組織適性を有するのは？。

危機管理と平常時はルールが異なる。

おわりに

- ▶ 統御不可能かもしれないリスクとどう向き合うか。行政は。
- ▶ 産官学の関係が密接にすぎ、科学が歪められていないか。
- ▶ 特定分野の「専門家」は他分野の素人であるということ。
- ▶ 反原発でもない、原発推進でもない、中庸を得た議論が求められている。
- ▶ 昔の夢は戻らない。
- ▶ 金融機関、金融市場の動き。